

パート・アルバイトで働く

「130万円の壁」で

お困りの皆さまへ

こんなお悩みはありませんか？

年収130万円以上になると、
国民年金・国民健康保険の保険料支払いにより
手取り収入が減ってしまうため、
人手不足で仕事はあるのに、働く時間を調整している。



企業の事情、労働者の希望に応じた働き方を後押しします



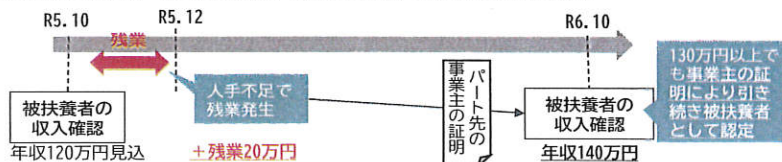
パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みを作ります。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合



注意⇒認定は2回まで

事業主の証明による被扶養者認定 Q&A
[001159347.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/001159347.pdf)

「130万円の壁」への対応に関するよくある質問について

Q

どのような収入の増加が対象となりますか？

A

職場の人手不足に対応するため、働く時間を延ばしたことなどによる一時的な収入変動が対象となります。

Q

いつからの収入が対象となりますか？

A

今後行われる被扶養者の収入確認で確認の対象となる過去の収入が対象となります。詳しくはご加入の健康保険組合等にご確認ください。

Q

「一時的な収入変動」であることをどのように証明をすればいいですか？様式は決まっていますか？

A

勤務先の事業主が一時的な収入であることを証明することになります。証明の様式は厚生労働省のウェブサイトにて公開しています。
[001159348.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/001159348.pdf)

Q

2つ以上の事業所に勤務している場合も対象となるのでしょうか。

A

対象となります。証明については、人手不足に伴う労働時間の延長等を行った事業主から取得してください。

Q

私の働き方で引き続き被扶養者として認定を受けられるか心配です。どこに相談すればよいですか？

A

まずはご加入の健康保険組合等にご相談ください。

➤ この他、厚生労働省ウェブサイトによくある質問を掲載しています。
厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/taiau_001_00002.html

厚生労働省
ウェブサイト



➤ 10月30日以降に「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）を設置し、お問い合わせを受け付ける予定です。詳細は後日ご案内します。

表面より（健康保険・国年3号保険者）

被扶養者 130 万の壁対応 補足

(被扶養者認定 Q&A 001159347.pdf (mhlw.go.jp)より)

Q 今回の措置は時限措置か。

A 年金制度の見直しについては、令和7年（2025年）を予定している。
改正内容も踏まえ今後の対応を検討していく。（時限措置である）

Q 被扶養者の学生や、60才以上の者・一定の障がい者（要件180万未満）も対象か。

A 学生も同様の取り扱い、要件が180万未満の者についても適用される。

Q 税の扶養控除については適用されるのか。

A この特例は健康保険の被扶養者、及び国民年金第3号保険者の認定のみに限定される。（税の扶養とは関係ない）

令和5年10月より

最低賃金が改訂になりました。


近隣都県 最低賃金時間額

千葉県	984円	改訂後⇒	1,026円
茨城県	911円	(〃)⇒	953円
東京都	1,072円	(〃)⇒	1,113円
埼玉県	987円	(〃)⇒	1,028円
神奈川県	1,071円	(〃)⇒	1,112円

[地域別最低賃金の全国一覧](#) | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)



まじめな経営者様をご予算に合わせて、ていねいにサポート！

 丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228 Tel 070-3791-0150 Fax 04-7196-6033

mail:fuji1@maru1.co <https://maru1-sr.com/> 丸一社労士 柏市で検索

特別加入（事業主様や役員の方、建設業一人親方の労災保険）も受付けております。